

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300021302**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店とのお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、通貨選択型特別終身保険です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2510013 2025.10 NRFG MSPL-2510-A-0081-00

三井住友海上プライマリー生命の終身保険

しんきんらいふ 終身MSP

やさしさ、つなぐ2

通貨選択型特別終身保険



～大切なご資産を、ご家族につなぐ～
「生前贈与」という選択肢を考えてみませんか？

契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～

契約概要 P33～

注意喚起情報 P43～

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 裏表紙



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

この街と生きていく

一時払終身保険のお申込みは当金庫へ。

SHINKIN 信用金庫

MS&AD 三井住友海上プライマリー生命

1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2.当保険は、預金と異なり元本の保証はありません。



2025年10月版



※当商品パンフレットに記載している税務取扱いの内容は、2025年6月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

生前贈与にはさまざまな効果があります。

ご存命のうちにお持ちのご資産の一部をご家族に受渡す「生前贈与」には、受渡す人（贈与者）と受取る人（受贈者）の双方に効果があります。

生前贈与とは…

2分でわかる！
解説動画を配信中



商品パンフレット

効果1

「思い」をかたちにできます。

「日々の生活や将来の活躍を支援してあげたい」「感謝の気持ちを伝えたい」など、ご家族へのさまざまな「思い」を生前贈与によってかたちにすることができます。

効果2

若い世代をサポートできます。

お子さま・お孫さま世代は、教育費や住宅費などさまざまな費用がかかります。生前贈与されたご資産が、若い世代の生活をしっかりサポートします。



効果3

相続税を軽減できます。

将来おとずれる相続で相続税の負担を軽くするためには、生前に相続財産をだけ減らしておくことがポイントです。生前贈与がそのために役立ちます。



効果4

年110万円までの基礎控除*を活用できます。

贈与税の非課税枠として年110万円までの基礎控除があります。基礎控除は、1年ごとに活用することができます。

ただし、ちょっと面倒なことも…



贈与契約書の作成・振込みが必要

贈与の事実を証明するためには、贈与の都度、贈与契約書を作成し、贈与者の口座から受贈者の口座へ振込みをするなどの対応が必要です。税務調査等で贈与を否認されないよう、贈与の事実を客観的に証明できるようにすることが重要です。



基礎控除額を超えたら申告・納税

年110万円の基礎控除額以下の贈与であれば申告不要ですが、基礎控除額を超えた場合、受贈者が贈与税の申告・納税をしなければなりません。

*贈与税の課税方式には、「暦年課税」「相続時精算課税」があり、それぞれ年110万円までの基礎控除があります。

やさしさ、つなぐ2が、スムーズな生前贈与を実現します。

贈与契約書の作成不要

三井住友海上プライマリー生命から届くお支払通知が「贈与の記録」となるので、贈与契約書を作成する必要がありません。

振込手続き不要

生存給付金は、受贈者の口座に直接振込まれるので、贈与者は振込手続きをする必要がありません。

基礎控除額以下で贈与

贈与する上限額を設定することができるので、贈与税の基礎控除額以下で贈与することができます。



お客様のニーズに応じて「一生涯の死亡保障」の有無を選択できます。

終身保障「なし」 P3~P4

終身保障「あり」 P5~P6

生前贈与プラン
終身保障なし

毎年の生存給付金を活用して、基本保険金額の全額を簡単に贈与できます。

※「生前贈与プラン」とは、生存給付金受取人を契約者以外の「ご家族」とするプランです。「終身保障なし」とは、終身保障不担保特約を付加した終身保障倍率0倍の契約をいいます。

贈与(支払)回数・終身保障倍率を選択できます

- 毎年同額を、生存給付金支払回数に応じて贈与できます。
- 終身保障倍率「0倍」を選択した場合、**基本保険金額の全額**を贈与できます。

<生存給付金額の計算方法(終身保障倍率「0倍」の場合)>
生存給付金額=基本保険金額÷生存給付金支払回数

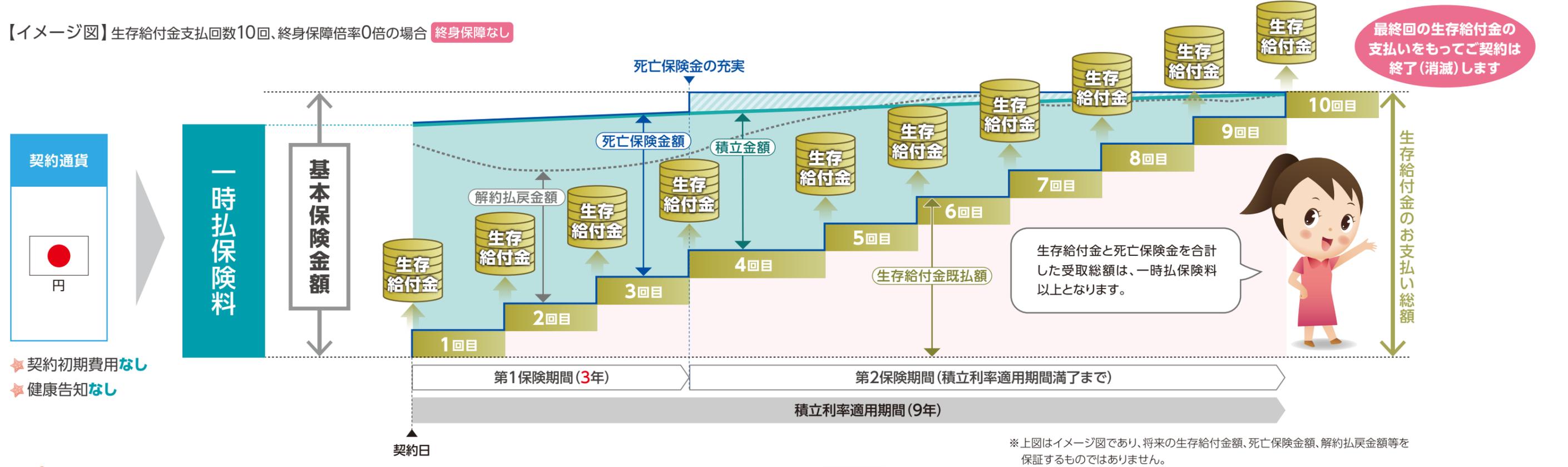
スムーズな生前贈与を実現できます

- 毎年、贈与を受ける方(生存給付金受取人)の口座へ、生存給付金を振込みます。
- 毎年の生存給付金のお支払通知が「**贈与の記録**」として利用できます。 **P15**

ニーズに応じて便利な機能を活用できます

- **贈与する上限額を設定**できます。その設定により、贈与税の基礎控除額(110万円)以下で贈与することもできます。 **P7**
- **贈与する日を任意の日**に指定することができます。 **P9**

【イメージ図】生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合 **終身保障なし**



- ★ 契約初期費用なし
- ★ 健康告知なし

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

ご注意ください
この保険には、**お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利の変動等により、損失が生じるおそれがあります。** **P43~P46**

用語解説

- **基本保険金額**
積立利率適用期間における保険金等を支払う際の基礎となる金額のことをいいます。一時払保険料、積立利率等により計算します。
- **終身保障倍率**
基本保険金額のうち、生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのごす額の比率を表すものです。終身保障倍率が0倍の場合は、終身保障としてのごす金額はありません。

毎年の生存給付金を活用して簡単に生前贈与ができ、「一生涯の死亡保障」も確保できます。

※「生前贈与プラン」とは、生存給付金受取人を契約者以外の「ご家族」とするプランです。「終身保障あり」とは、終身保障倍率1倍または3倍の契約をいいます。

贈与(支払)回数・終身保障倍率を選択できます

- 毎年同額を、生存給付金支払回数に応じて贈与できます。
- 終身保障倍率「1倍」または「3倍」を選択した場合、**一生涯の死亡保障を確保**できます。

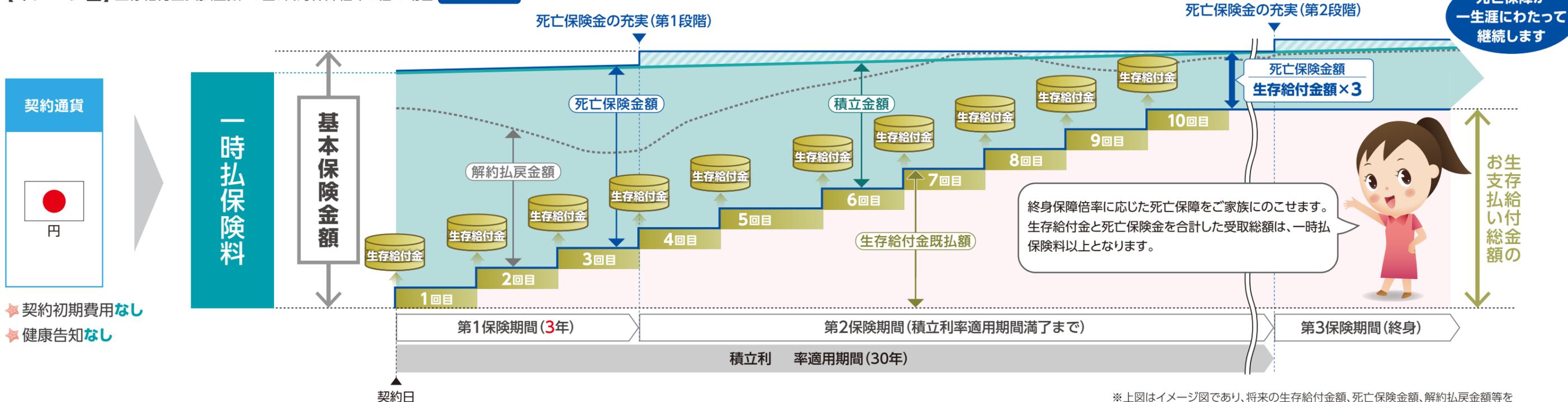
スムーズな実現で生前贈与をします

- 毎年、贈与を受ける方口座へ、生存給付金を振込みます。
- 毎年の生存給付金のお支払通知が「**贈与の記録**」として**利用**できます。

ニーズに応じて便利な機能を活用できます

- **贈与する上限額を設定**できます。その設定により、贈与税の基礎控除額(110万円)以下で贈与することもできます。
- **贈与する日を任意の日に指定**することができます。

【イメージ図】生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合 **終身保障あり**



終身保障倍率、生存給付金額の計算方法について

■ 終身保障倍率とは

- 基本保険金額のうち、生存給付金としてお受取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。
- 例えば、終身保障倍率が3倍の場合は、基本保険金額のうち生存給付金の1回あたりの金額×3が、終身保障としてのこす金額となります。
- なお、終身保障倍率が0倍の場合は、終身保障としてのこす金額はありません。

■ 生存給付金額の計算方法

$$\text{基本保険金額} \div (\text{生存給付金支払回数} + \text{終身保障倍率}) = \text{生存給付金額}$$

例 生存給付金支払回数が10回、終身保障倍率が3倍の場合、生存給付金額は基本保険金額 ÷ 13 となります。

⚠️ ご注意ください

契約後に生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。

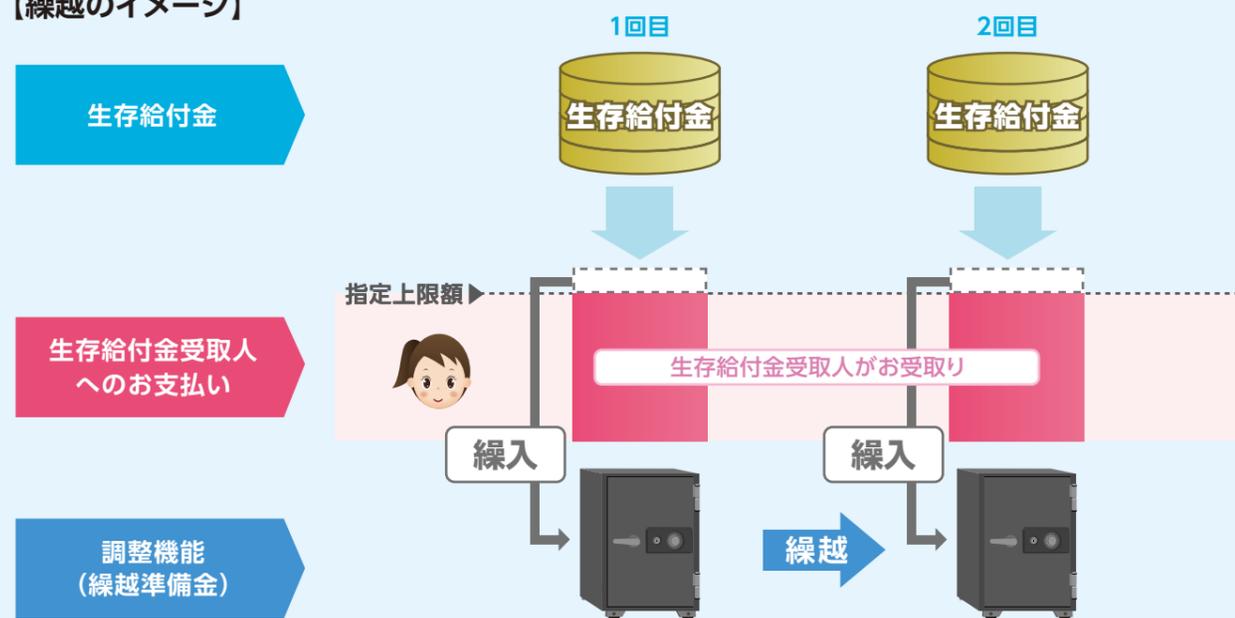
生存給付金に関する機能 ① 贈与する 上限額の設定



贈与する上限額を設定できます

- 生存給付金は、契約者以外の方が受取る場合、贈与税の課税対象となります。贈与税の課税方式には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、それぞれ毎年110万円の基礎控除があります。
税務のお取り扱いについて、詳しくは、P17～P18
- 「やさしさ、つなぐ2」では、契約者と生存給付金受取人が異なる場合、**贈与する上限額(指定上限額)を設定**することができます。例えば、指定上限額を110万円に設定することで、基礎控除額以下での贈与が可能になります。
- 指定上限額を設定する場合、毎年の生存給付金額のうち、**指定上限額を超えた分は繰越準備金として積立てる**ことができます。
- 契約時に指定上限額を、10万円以上1万円単位(生存給付金額の20%～130%の範囲内)で設定することができます。
- 契約の途中で指定上限額を所定の範囲で変更することもできます。また、指定上限額を設定していないご契約でも、契約の途中で設定することができます。
- 指定上限額を設定する場合、円建支払額設定特約(円建契約用)が付加されます。

【繰越のイメージ】



生存給付金の最終回の支払いにおいて、繰越準備金がある場合、**契約者にお支払いします**。この場合、雑所得の課税対象となります。



アニバーサリー機能

- 生存給付金支払日を契約者のご希望日に指定できます。
 - 初回の生存給付金支払日は、契約日から翌年の契約応当日までの間で指定することができます。
 - 2回目以降の生存給付金支払日は、初回の支払日の毎年の応当日となります。

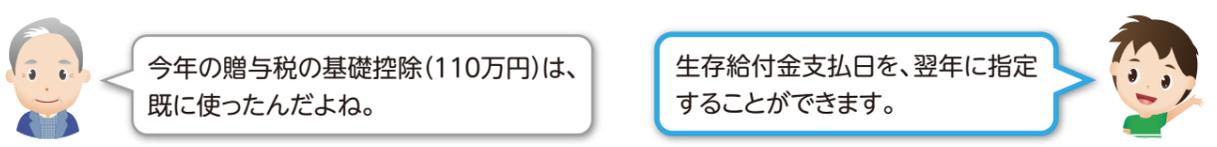
たとえば…



■ 活用例 (お孫さまの誕生日に贈与)



■ 活用例 (翌年に贈与)



生存給付金は、原則、生存給付金支払日にご指定の口座に着金します(生存給付金支払日が三井住友海上プライマリー生命の非営業日の場合は、翌営業日の着金となります)。

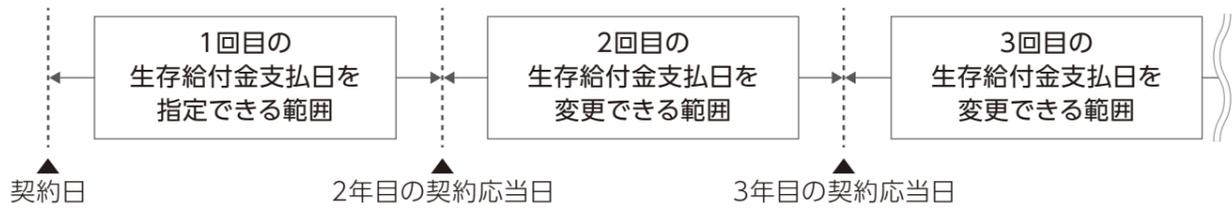
※ただし、生存給付金受取人の口座が、ゆうちょ銀行、証券総合口座の場合を除きます。

生存給付金支払日の変更・生存給付金の支払停止

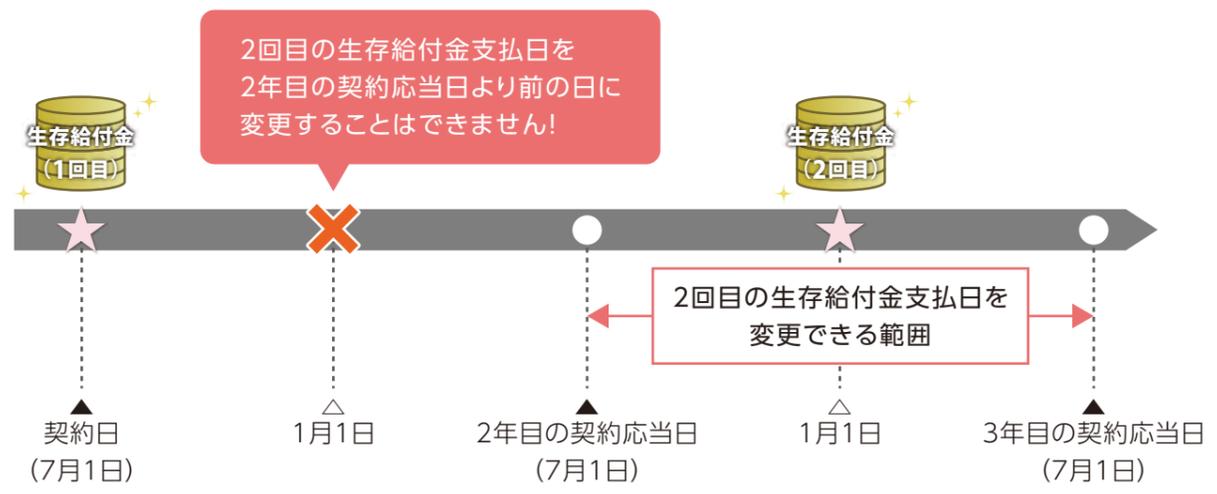
■ 生存給付金支払日の変更

2回目以降の生存給付金支払日は、初回の支払日の毎年の応当日となりますが、支払日の変更が可能です。ただし、支払日の変更は、**お手続きが完了した直後に迎える年単位の契約応当日以後の適用**となります。

【生存給付金支払日を指定・変更できる範囲】



例 1回目は契約日(7月1日)に贈与したが、2回目以降は1月1日に贈与したい場合



■ 生存給付金の支払停止

お客さまのご要望に応じて、生存給付金の支払いを停止することができます。

終身保障倍率	支払いを停止した生存給付金のお取扱い
0倍	所定の利率で利息を付けて積立て、最終回の生存給付金支払時に契約者にお支払いします。
1倍・3倍	所定の利率で利息を付けて積立て、第3保険期間の保険金額を計算する原資に加算します。

⚠️ ご注意ください

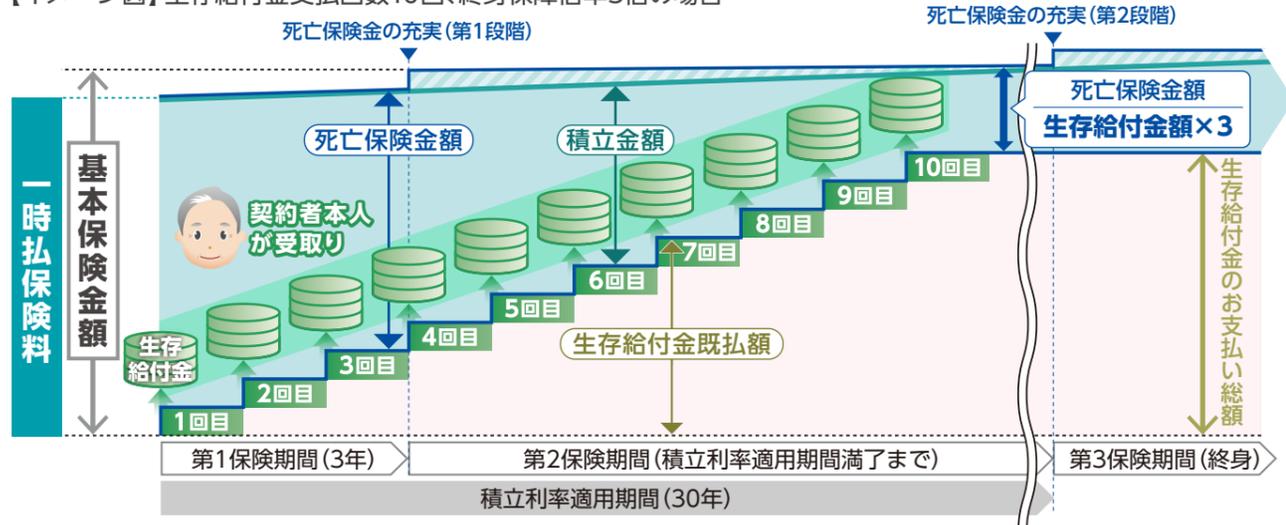
- 生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。
- 生存給付金支払日を1回以上迎えたご契約のみ支払いを停止することができます。
- 支払いを停止した生存給付金については、主契約の積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、生存給付金支払日およびその年単位の応当日ごとに毎年適用されます。

生存給付金は、自分で受取ることもできます。

※「自分年金プラン」とは、生存給付金受取人を「契約者」とするプランです。
 ※年金のように、生存給付金を毎年受取れることから「自分年金」と表現しています。

- 定期収入として生存給付金をご自身で受取りながら、死亡された場合の相続の準備をすることができます。
- 終身保障倍率0倍を選択した場合には、生存給付金として基本保険金額の全額を受取ることもできます。

【イメージ図】生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合



ご契約内容によって、死亡された場合のお取扱いが異なります。

ご契約例 1 死亡された場合に備えながら、生存給付金をお受取りいただけます。

契約者・被保険者・生存給付金受取人



ご本人

死亡保険金受取人



お子さま

ご契約例 2 死亡された場合の奥さまの生活保障や、「二次相続」に備えることができます。

契約者・生存給付金受取人



ご本人

被保険者



奥さま

死亡保険金受取人



お子さま

「二次相続」とは

- たとえば、夫婦の一方が亡くなって配偶者と子が相続することを「一次相続」、「一次相続」でのこされた配偶者が亡くなって子が相続することを「二次相続」といいます。
- 相続税に関して「一次相続」では「配偶者の税額軽減*1」が適用されますが、「二次相続」では適用できないため、相続税の負担が重くなることもあります。
- 生命保険には、「死亡保険金の非課税枠*2」があるため、保険を活用することで相続税負担の軽減につながる場合があります。

*1 配偶者は、相続財産のうち1億6,000万円または法定相続分のうちいずれか高い金額まで、相続税が課税されません(相続税法 第19条の2)。

*2 「500万円×法定相続人の数」が非課税限度額です(相続税法 第12条)。

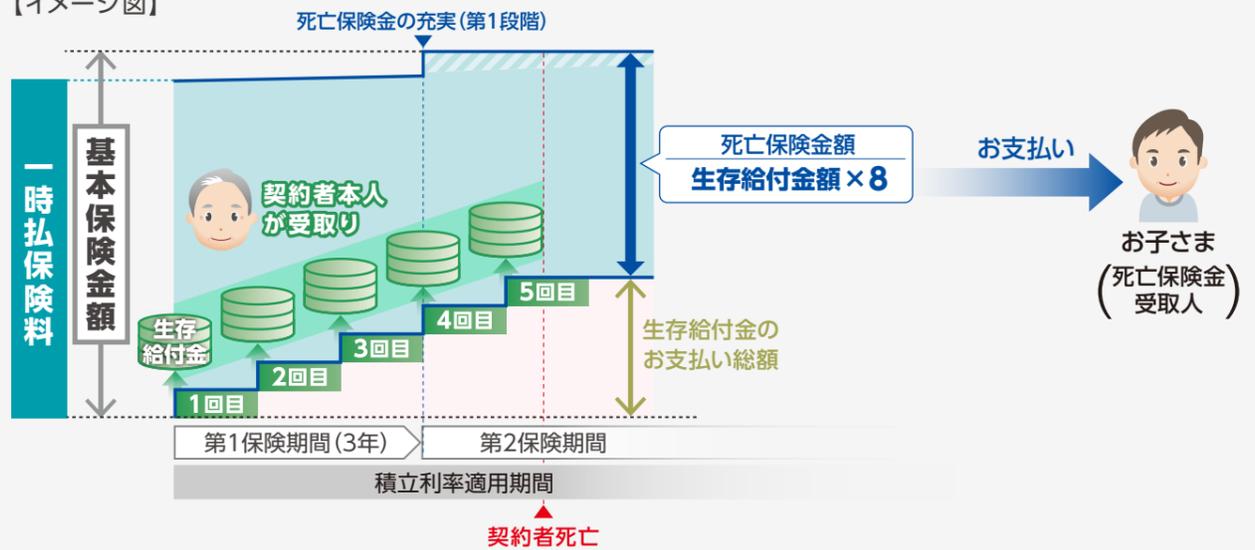
- ご契約の途中で生存給付金受取人を変更することで「自分年金プラン」から「生前贈与プラン」に変更することもできます。

契約者(ご本人)が生存給付金を5回受取ったのちに死亡したとき

ご契約例 1 の場合

死亡保険金受取人であるお子さまに、死亡保険金をお支払いして、保険契約は終了(消滅)します。

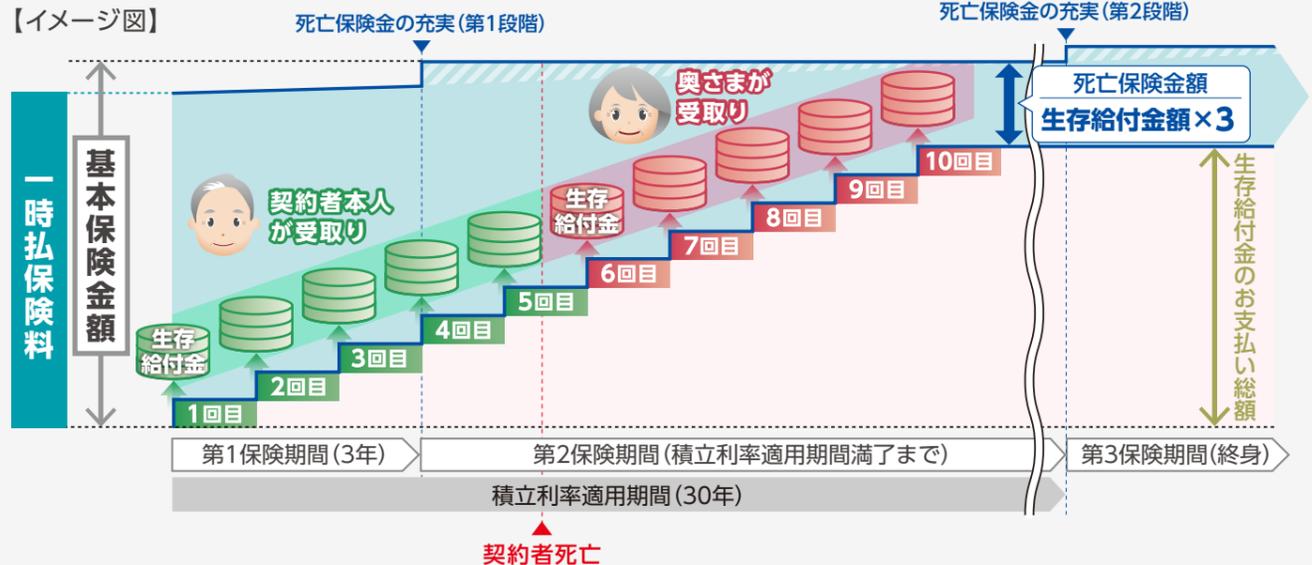
【イメージ図】



ご契約例 2 の場合

死亡されたご本人から被保険者である奥さまへ生存給付金の受取りを引き継ぎます。奥さまがご存命の限り保険契約は継続するので、二次相続に備えることができます。

【イメージ図】



※P11~P12のイメージ図は、将来の生存給付金額、死亡保険金額等を保証するものではありません。

死亡保障

死亡保障

被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお受取りいただきます。死亡保険金額は、被保険者が死亡した日における以下の額と解約払戻金額のいずれか大きい額となります。

【保険金額】

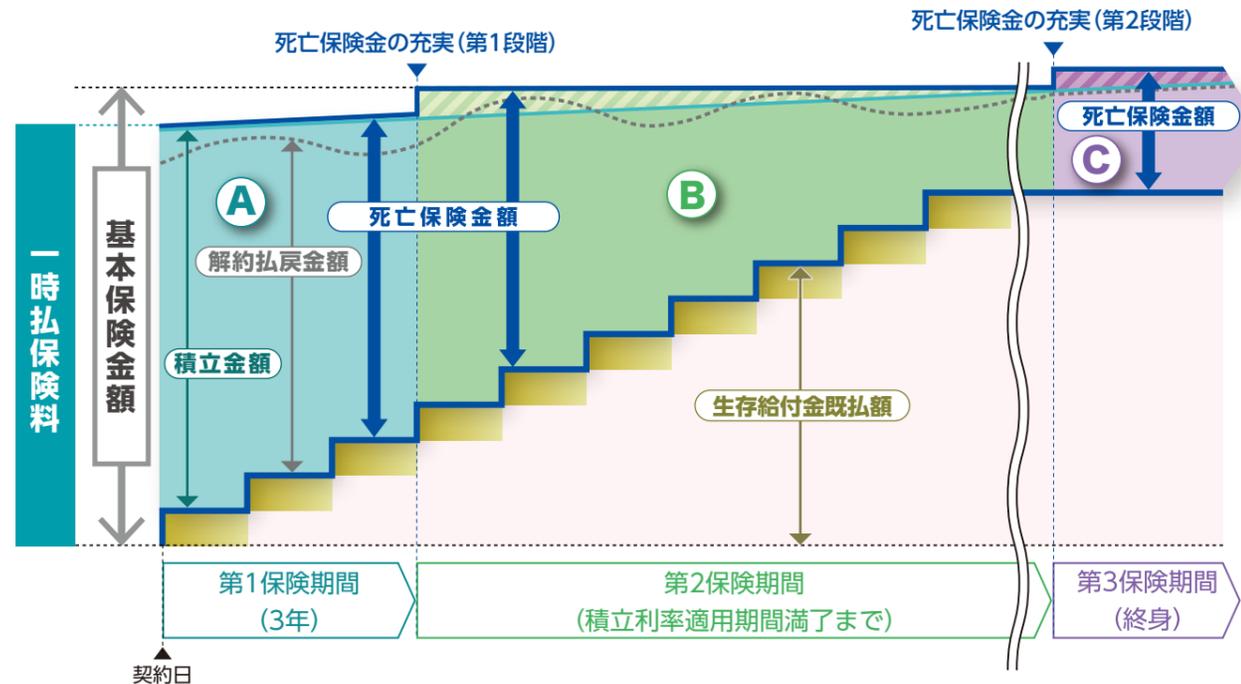
- A 第1保険期間中** 積立金額*1*2
- B 第2保険期間中** 基本保険金額 - 生存給付金額 × すでに到来した生存給付金支払日の回数*2
- C 第3保険期間中** 第2保険期間満了日の保険金額*2*3に基づき、その翌日における被保険者の年齢および性別に応じたその時点の予定利率等により計算した額
(終身保障倍率0倍はなし)

*1 生存給付金支払日を契約日(2回目以降を契約応当日)以外に指定している場合、「積立金額+積み立てている生存給付金額」と読み替えます。

*3 第3保険期間で最終回の生存給付金を支払う場合は、第2保険期間満了日の保険金額から生存給付金額を控除した額に基づき計算します。

*2 生存給付金支払停止特約を付加し、利息を含む支払を停止した生存給付金(積立生存給付金)がある場合は、積立生存給付金を加えます。

【イメージ図】生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合



※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

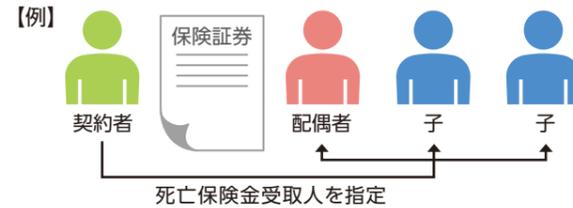
⚠️ ご注意ください

- 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除するため、第1保険期間と異なり、積立金額は積立利率で運用されるものではありません。
- 終身保障倍率0倍を選択した場合、最終回の生存給付金の支払いをもってご契約は消滅し、以後の死亡保障はありません。

家族への安心のポイント

● 死亡保険金受取人を指定できます。

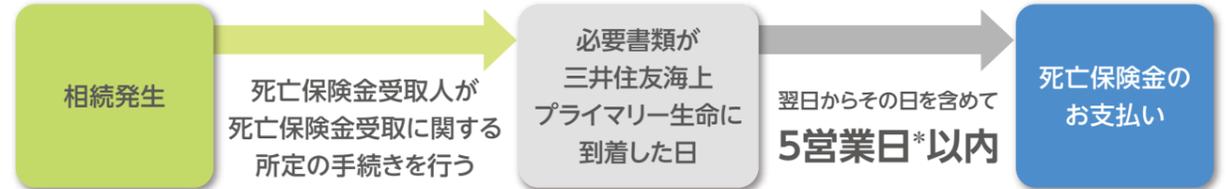
ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい方」へのスムーズな財産承継を生前からご準備いただけます。



● 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

● すぐに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。
 ※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。
 (ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)
 ※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

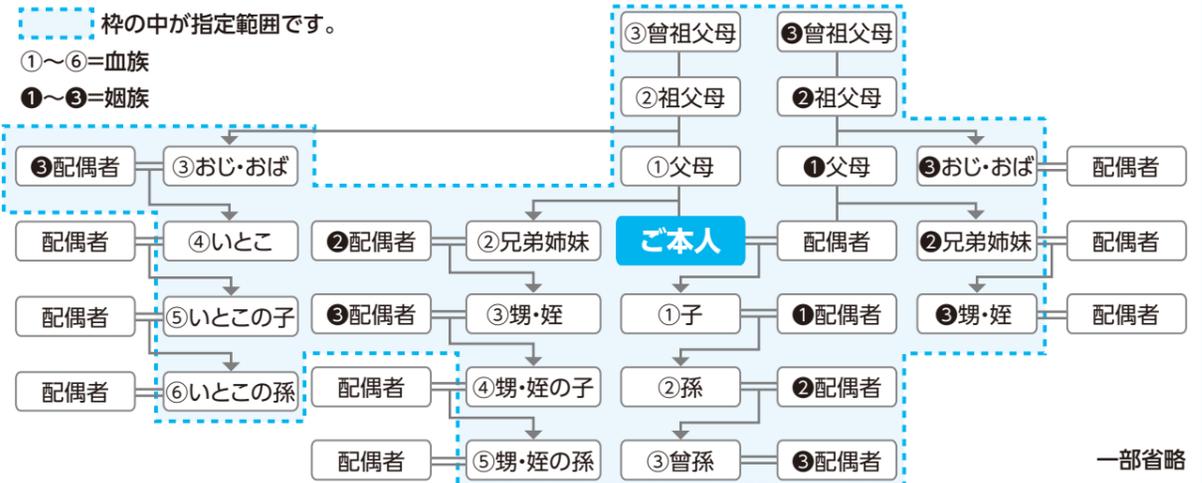


* 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

● 生存給付金受取人を指定できます。

生存給付金受取人には、契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族を指定できます。ただし、契約者と被保険者が異なる場合は、契約者または被保険者が生存給付金受取人となります。(指定範囲内でご契約中に変更することも可能です。)

死亡保険金受取人／生存給付金受取人の指定範囲



一部省略

「やさしさ、つなぐ2」を活用した生前贈与

一般的に生前贈与を行う場合、都度「贈与契約書」の作成や振込手続きが必要ですが、「やさしさ、つなぐ2」を活用した贈与なら、**必要ありません。**

一般的に生前贈与を行う場合には、以下の対応が必要です。

贈与の都度、「贈与契約書」を作成
(贈与取引の記録を残すため)



贈与する方の口座から贈与を受ける方の
口座への振込手続き



「やさしさ、つなぐ2」なら、以下のように手続きが簡略化できます!

三井住友海上プライマリー生命が発行するお支払
通知を、「贈与の記録」として利用できます。
そのため、**贈与契約書の作成は不要です。**



贈与を受ける方(生存給付金受取人)の口座へ、
三井住友海上プライマリー生命が振込みます。



【参考】生存給付金のお支払通知のイメージ

圧着
ハガキ

お支払のお知らせ		作成日 XXXX年XX月XX日	
いつもお引き立ていただき、誠にありがとうございます。 さて、以下のご契約につきまして、手続きが完了いたしましたので、 お知らせいたします。			
<ご請求内容> 生存給付金支払		<お支払明細> 生存給付金支払日 XXXX年XX月XX日 支払処理日 XXXX年XX月XX日 生存給付金円支払特約 付加なし 生存給付金額 1,100,000円 指定上限額 ***** お支払金額 1,100,000円 <small>※支払処理日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の口座にお支払い します。 ※指定上限額とは、生存給付金受取人にお支払いする生存給付金の上限となる 金額です。 指定上限額を超過した金額につきましては、契約者にお支払いします。</small>	
<ご契約内容> 証券番号 XXXXXXXXXX 募集代理店 ○○代理店 契約者名 ○○○○ ○○ 様 被保険者名 ○○○○ ○○ 様 生存給付金受取人名 ○○○○ ○○ 様 保険種類 通貨選択型特別終身保険		<お支払口座> 金融機関名 ○○銀行 支店名 ○○支店 口座種類 普通 口座番号 1234**** 口座名義人 ○○○○○○ ○○ 様 <small>※お客さま情報保護のため、口座種別一部を非表示しております。</small>	
		<お支払明細(参考)> (XXXX年分) 税務上のお支払金額 1,100,000円 <small>※お支払い通貨に関わらず、日本円での課税となります。 ※外貨でのお支払いの場合、当社所定のレートにて円換算したうえで 計算しております。 ※お支払いいたしました生存給付金は、生存給付金支払日においての 贈与となります。 ※契約者と保険料の負担者が異なる場合、上記税務取扱と異なる可能性 があります。</small>	

※帳票イメージは、将来変更となる可能性があります。

生存給付金受取人宛ての
お支払通知は、贈与税の
申告に利用できます。



本商品による贈与は、「生存給付金のお受取りが確定していないこと」や「生存給付金
受取人の変更が可能であること」などの理由から、**定期金に関する権利の贈与*に
該当しません。**

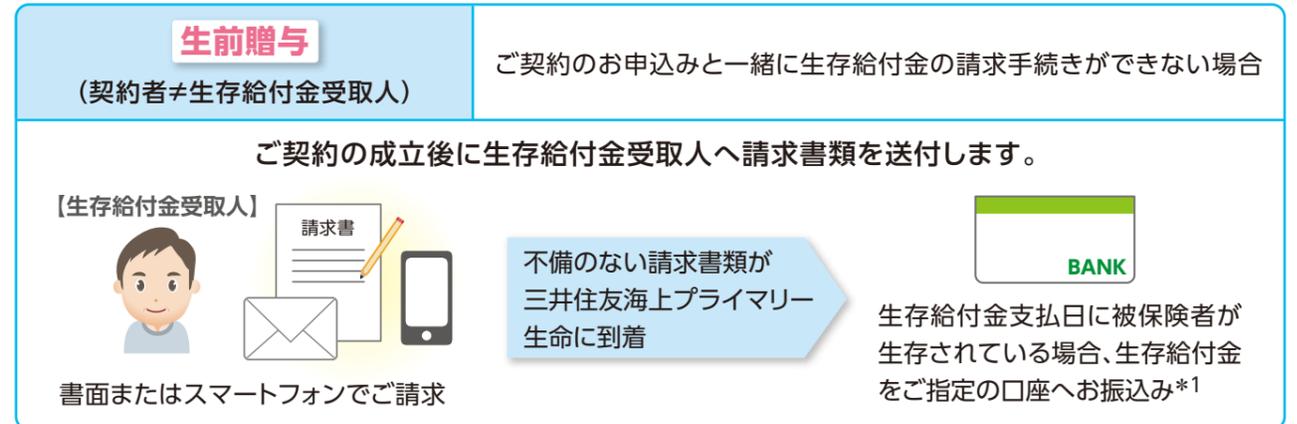
*定期的に金銭等を受取る権利を贈与することをいいます。10年間にわたって毎年100万円ずつ
贈与する約束をした場合、1年毎に贈与が行われると考えるのではなく、約束した年に「定期金に
関する権利(10年間にわたり毎年100万円ずつ受取る権利)」の贈与を受けたものとみなされて、
一括して贈与税がかかります。
※毎年、三井住友海上プライマリー生命から契約者へ事前案内を送付し、生存給付金受取人・支払
内容の変更の要否についてご確認いただけます。



生存給付金のお受取り手続き

初回のお受取り手続き

初回の生存給付金支払にあたっては、**請求手続きが必要となります。**
ご契約のお申込みと一緒に、請求手続きをしてください。



*1 不備のない請求書類の到着、かつご契約の成立が要件となります。

ご注意ください

契約者は、ご自身以外を生存給付金受取人に指定する場合、必ず事前に、指定した生存給付金受取人
に生存給付金の受取りについて説明し、了解を得てください。

2回目以降のお受取り手続き

	生前贈与 (契約者≠生存給付金受取人)	自分年金 (契約者=生存給付金受取人)
生存給付金支払日 約3か月前	契約者あてに事前案内を送付します。 (生存給付金受取人・支払内容を変更しない場合、お手続きは不要です。)	
生存給付金支払日 約2か月前	生存給付金受取人あてに 事前案内を送付します。*2 生存給付金受取人・支払内容の変更がない 場合、2回目以降のお受取りのお手続きは 不要です。	—
生存給付金支払日	生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、 生存給付金をご指定の口座へお振込みいたします。*3	

*2 契約者により、生存給付金受取人・支払内容が変更された場合には、生存給付金受取人による
お受取りのお手続きが必要となります。
・生存給付金支払日の約2か月前に生存給付金受取人に対して請求書類を送付しますので、
三井住友海上プライマリー生命に請求書類をご提出ください。
*3 不備のない請求書類の到着が要件となります。
※上記手続きについて、将来変更となる可能性があります。

税務のお取扱い

死亡保険金の税制上のお取扱い(契約者と被保険者が同一の場合)

相続税の課税対象となります。

法定相続人が死亡保険金を受取った場合、相続税には、死亡保険金の非課税枠*1があります。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^{*2}$$

*1 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。) 以外の人が受取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。
*2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

生存給付金の税制上のお取扱い

契約者と生存給付金受取人が別人の場合 生前贈与

贈与税の課税対象となります。

贈与税の課税方式は「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、それぞれ年間110万円までの基礎控除があります。

・贈与税は1月1日から12月31日までの1年間が対象で、本商品の生存給付金にかかる、贈与の効力発生日は生存給付金支払日となります。

実際に生存給付金が入金となった日ではありませんのでご注意ください。



基礎控除額 毎年 110万円

⚠️ ご注意ください

- 「暦年課税」を選択した場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、原則として相続税の対象となります。毎年、贈与税の申告をしていた場合も同様の取扱いとなります。
- 「相続時精算課税」を選択した場合、「暦年課税」に変更することはできません。
- 「暦年課税」および「相続時精算課税」の制度の詳細については、P19をご覧ください。

契約者と生存給付金受取人が同一の場合 自分年金

毎年お受取りになる生存給付金は、雑所得として所得税の課税対象となります。

以下の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る生存給付金額} - \text{必要経費}$$

【生存給付金受取時の課税の計算例】

前提条件

- 一時払保険料：13,000,000円
- 積立利率：0.65%
- 生存給付金額：1,051,370円
- 生存給付金支払回数：10回
- 終身保障倍率：3倍

まずは、必要経費割合を計算します。

必要経費割合は、第1回支払時の割合を2回目以降も使用します。

$$\begin{aligned} \text{必要経費割合} &= \frac{\text{一時払保険料}}{\text{生存給付金支払総額} + \text{終身保障金額}} \\ &= \frac{13,000,000\text{円}}{1,051,370\text{円} \times 10 + 1,051,370\text{円} \times 3} = \frac{13,000,000}{13,667,810} = 0.96 \end{aligned}$$

小数点第3位以下を切上げ

【必要経費の計算】

$$\text{必要経費} = \text{その年ごとに受取る生存給付金額} \times \text{必要経費割合}$$

$$\begin{aligned} \text{(第1回)} \quad & 1,051,370\text{円} \times 0.96 = 1,009,316\text{円} \\ & \vdots \end{aligned}$$

【雑所得の計算】

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受取る生存給付金額} - \text{必要経費}$$

$$\begin{aligned} \text{(第1回)} \quad & 1,051,370\text{円} - 1,009,316\text{円} = 42,054\text{円} \\ & \vdots \end{aligned}$$

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。

※生存給付金等に付される利息は考慮していません。

その他の税務のお取扱いはP52

暦年課税と相続時精算課税について

2つの制度の概要

贈与税の課税方式は「暦年課税」（通常の贈与）と一定の要件に該当する場合に選択することができる「相続時精算課税」があります。
 令和5年度税制改正（2024年1月1日以後適用）により、「相続時精算課税」に非課税枠として基礎控除が新設されました。いずれの制度も年間の基礎控除額内での贈与であれば、申告不要となり、簡易に贈与いただけます。

		暦年課税	相続時精算課税
対象者	贈与者	制限なし	60歳*1以上の父母、祖父母
	受贈者	制限なし	18歳*1以上の子、孫
贈与時	贈与税額の計算	(贈与額-110万円)×税率-控除額	(贈与額-110万円-2,500万円*2)×20%
	贈与税の納付	贈与税がある場合のみ納付	贈与税がある場合のみ納付 (相続時に精算)
	基礎控除	あり(年間110万円)	あり(年間110万円)
相続時	贈与財産の金額	贈与時の時価	贈与時の時価*3
	税金の算出	贈与財産は相続税の計算に関係しない。 ただし、相続開始前7年以内は加算	相続財産に贈与財産(贈与時の時価*3)を 加算して相続税を計算

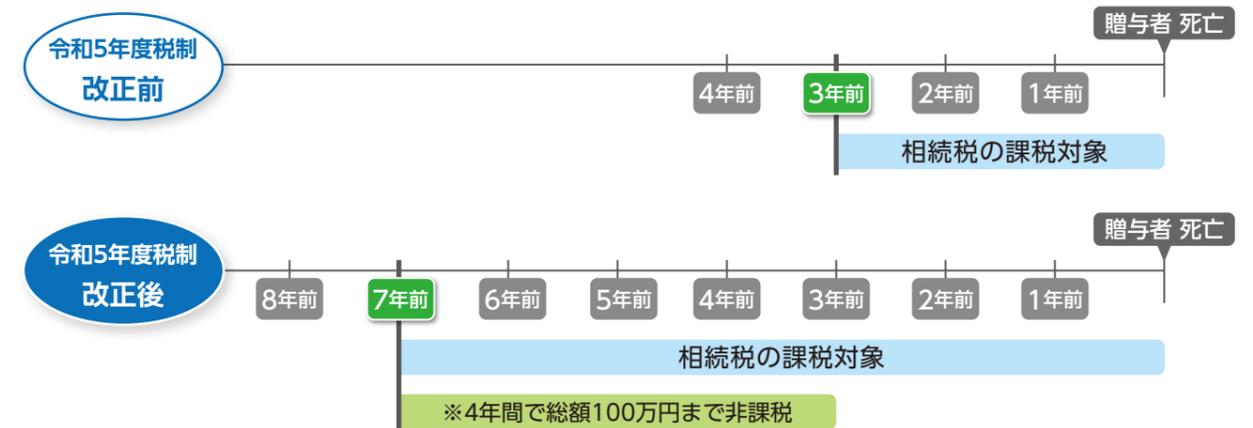
*1 贈与があった年の1月1日における年齢となります。
 *2 2年目以降は2,500万円の残額となります。
 *3 相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が、2024年1月1日以後に生ずる災害により一定以上の被害を受けた場合には、相続時にその課税価格を再計算します。

暦年課税

- 贈与税の非課税枠として年間110万円の基礎控除があります。
- 1年間(1月1日から12月31日まで)に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要になります。
- 暦年課税による贈与の場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた金額が相続財産に加算されます。

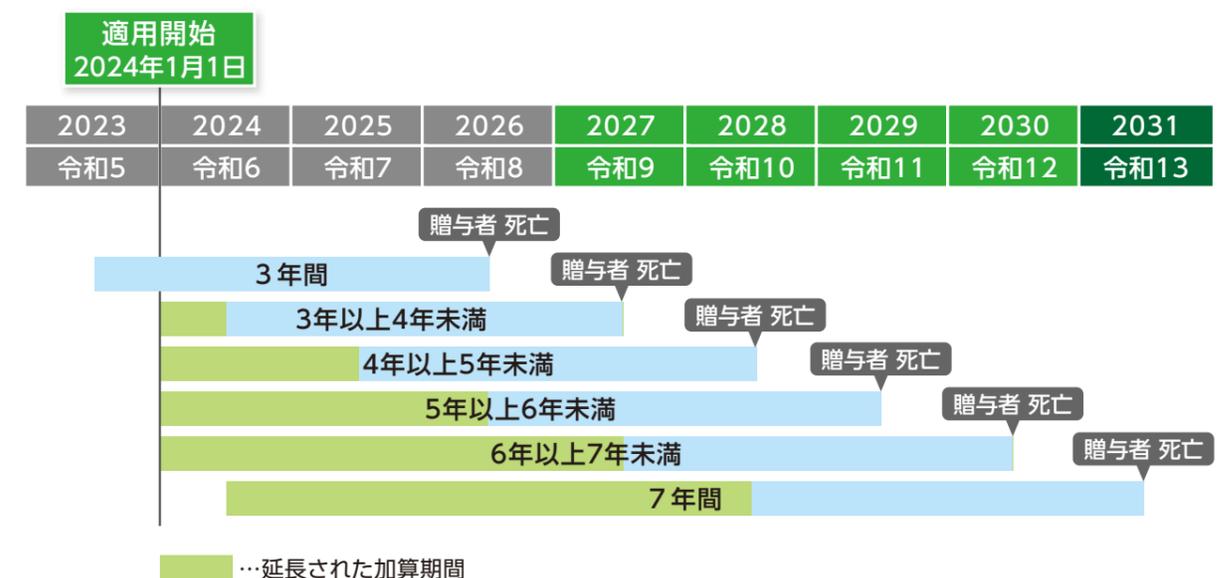
改正のポイント① 加算期間の延長

贈与を受けた金額が相続財産に加算される期間(本冊子では「加算期間」と表示します)について、2024年1月1日以後の相続から、改正前の3年間から7年間に延長されました。なお、延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。



改正のポイント② 死亡年別加算期間の考え方

加算期間は**2027年1月1日から段階的に延長され、2031年1月1日から7年になります。**

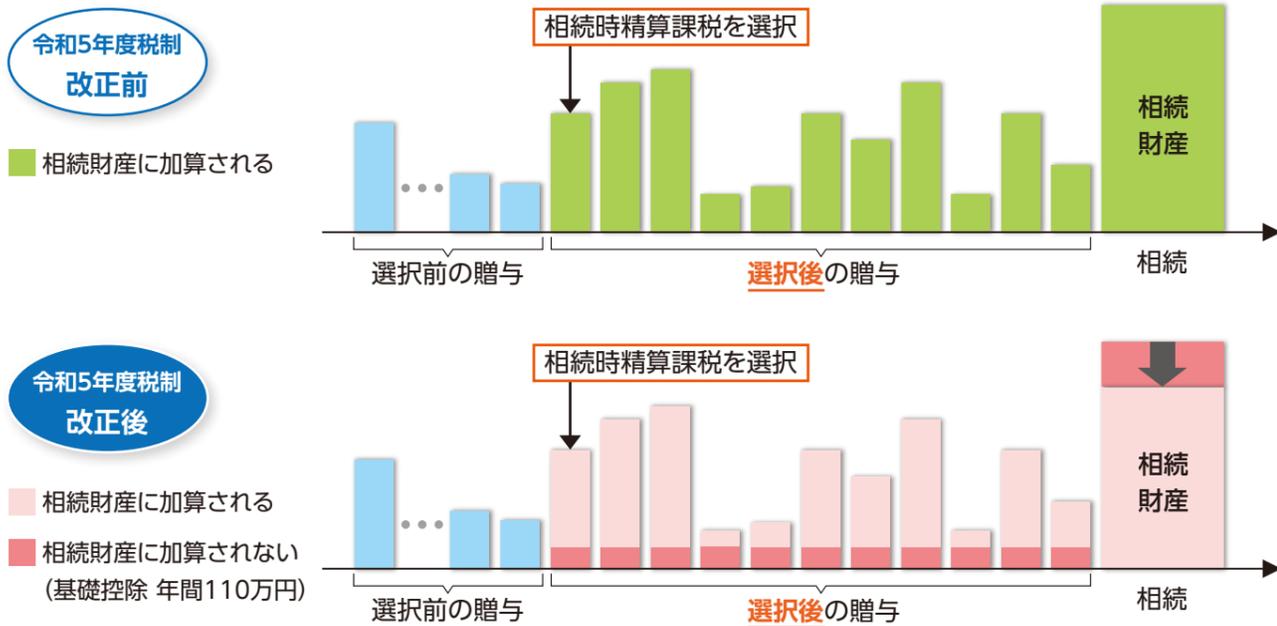


暦年課税と相続時精算課税について

相続時精算課税

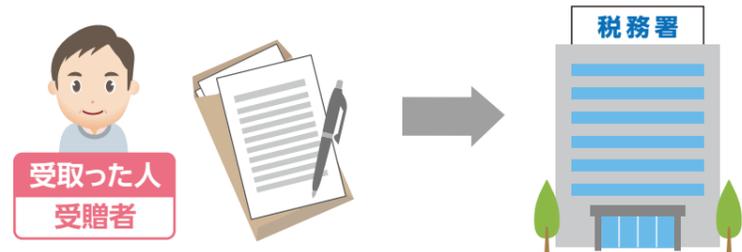
- ・贈与税の非課税枠として年間110万円の基礎控除があります。
- ・基礎控除を超えた贈与のうち通算2,500万円までは、特別控除として贈与税は非課税となります。また、特別控除の2,500万円を超えた場合、超えた額に対して20%の贈与税が課税されます。
- ・相続時精算課税を選択した贈与は、相続発生時の相続財産へ加算されますが、基礎控除部分は相続財産に加算されません(特別控除の2,500万円は相続財産へ加算されます)。
- ・相続時精算課税を選択した場合は、暦年課税に変更できません。

【イメージ】



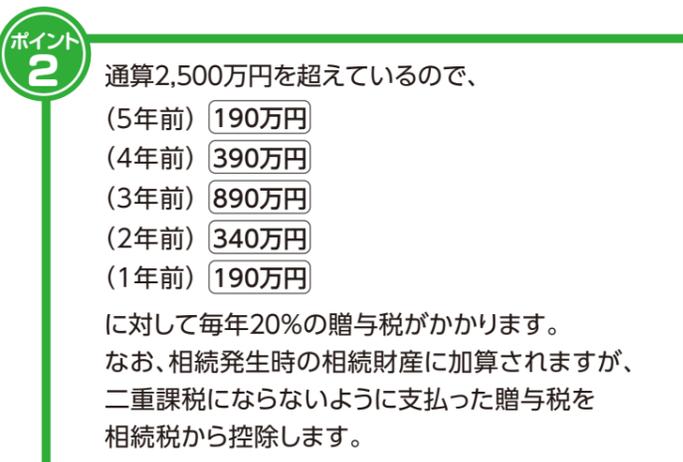
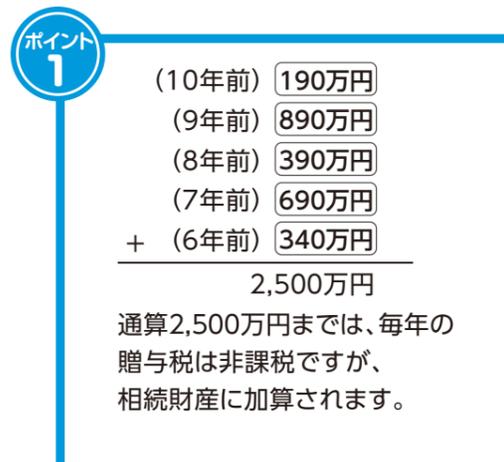
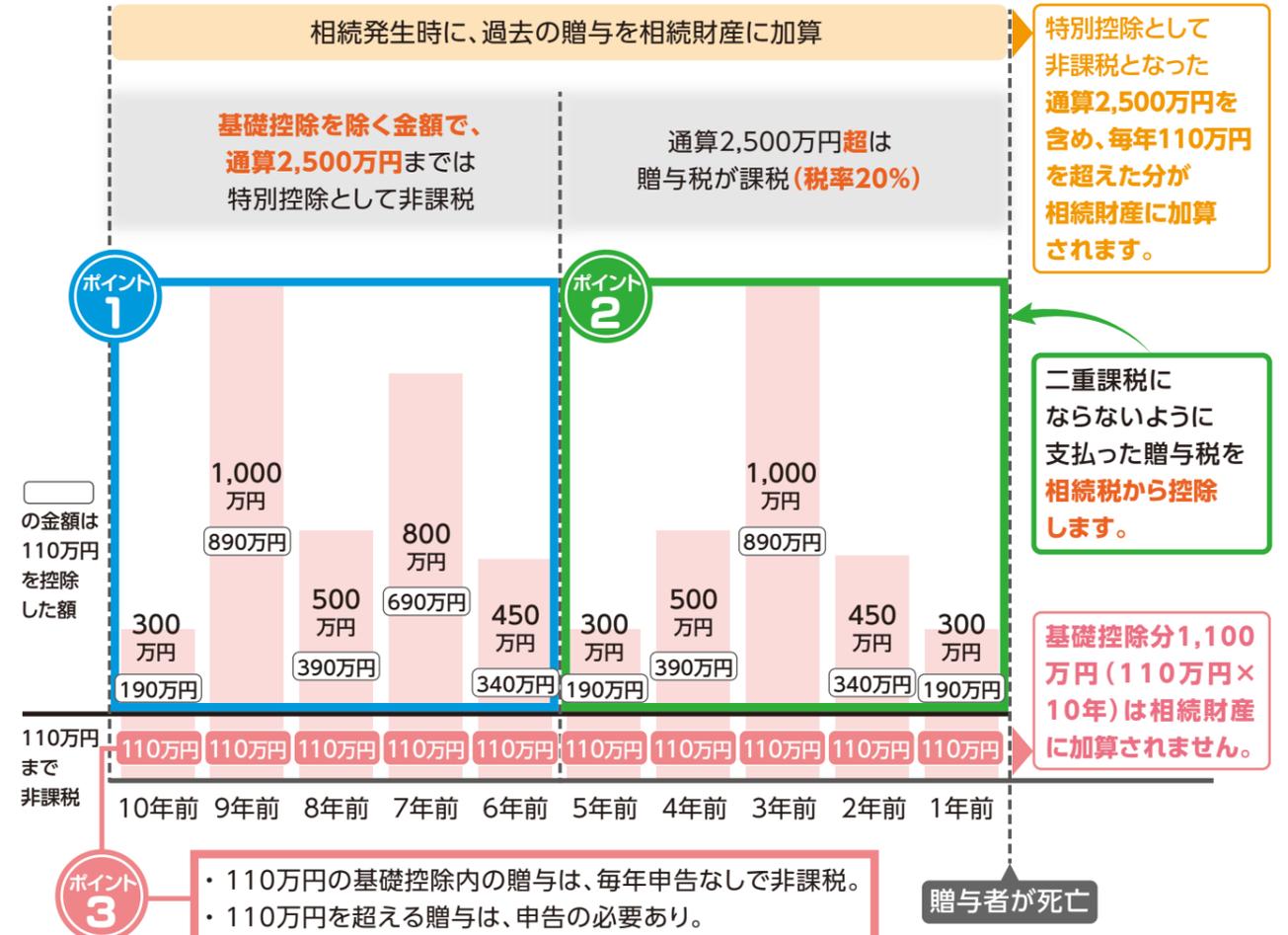
Q 受贈者(財産を受取った人)が「相続時精算課税」を選択する場合、公的機関への申請手続きが必要ですか？

A 申告手続きが必要です。
「相続時精算課税選択届出書」 **P28** を贈与税の申告期限(贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日)までに提出する必要があります。受贈者(財産を受取った人)が、納税地の所轄税務署長に提出します。



令和5年度税制 改正後

【計算例】



贈与等についてのQ&A

Q 贈与税は、誰が支払いますか？

A 受贈者(財産を受取った人)が支払います。

Q 贈与税の非課税枠は、受贈者(財産を受取った人)ごとに適用されますか？

受贈者ごとに適用されます。

- 贈与税の課税方式として「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」があり、非課税枠としてそれぞれに年間*1110万円の基礎控除があります。
- 受贈者が贈与者単位で、課税方法を選択しますので、贈与者2名をそれぞれ「**暦年課税**」「**相続時精算課税**」とした場合には、**年間220万円(110万円×2)の非課税枠**を活用できます。

*1 毎年1/1～12/31を指します。

暦年課税



暦年課税



Q 家族名義の預金口座に振込みをして贈与契約書を作れば、贈与として認められますか？

贈与として認められない場合もあります。

受贈者であるご家族が口座の管理をしていない等、そのご家族が贈与財産を自由に使えない状況では、贈与として認められないおそれがあります。贈与者の相続が発生した際に、名義預金として相続財産に含まれる可能性があります。



Q 「やさしさ、つなぐ2」の生存給付金について、税務上の贈与日はいつになりますか？

税務上の贈与日は、生存給付金支払日です。

生存給付金は、相続税法に定める「**みなし贈与**」に該当しますので、支払事由発生日=**生存給付金支払日**が**税務上の贈与日**になります。実際に生存給付金受取人の口座に着金してなくても、生存給付金支払日が属する年における贈与として、贈与税の申告が必要になります。

Q 暦年課税で、法定相続人ではない人を生存給付金受取人に指定する場合、注意点はありますか？

A 死亡保険金受取人が同一人の場合、税務上の取扱いに注意が必要です。

【契約者(被保険者)の法定相続人ではない「孫」を生存給付金受取人に指定した場合の例】

		契約例	
		生存給付金受取人と死亡保険金受取人が 別人 の場合	生存給付金受取人と死亡保険金受取人が 同一人 の場合
税務上の取扱い	生存給付金受取人	孫	孫
	死亡保険金受取人	子	孫
		≠	=
生存給付金		「孫」が受取った生存給付金(贈与を受けた財産)は、他に相続財産がなければ、 相続税の課税対象となりません。	「孫」が遺贈*2により死亡保険金を受取るため、相続開始前7年以内に受取った生存給付金(贈与を受けた財産)は、 相続税の課税対象となります。
死亡保険金		「子」が受取った死亡保険金は、相続による取得とみなされ、 「死亡保険金の非課税枠」を適用できます。	「孫」が受取った死亡保険金は、遺贈*2による取得とみなされ、 「死亡保険金の非課税枠」を適用できません。
相続税額		「子」の相続税額は、 他の相続人と同様の方法で計算されます。	「孫」の相続税額は、 2割加算 されます。

*孫において事例の生命保険以外に相続財産がない前提です。例えば、他の生命保険で孫が死亡保険金受取人になっている場合は考慮していません。
*2 遺贈とは、遺言によって、遺言者の財産の全部または一部を贈与することを言い、遺贈により法定相続人以外にも財産をのこすことができます。死亡保険金受取人は法定相続人である必要はありませんが、法定相続人にあたらない孫を死亡保険金受取人にしてした場合、死亡保険金は相続税の計算上、遺贈とみなされます。

参考

被相続人(契約者=被保険者)の子がすでに死亡しており、その子である「孫」が法定相続人(代襲相続人)として相続財産を受取る場合、税務上の取扱いは右記となります。



		契約例
		生存給付金受取人と死亡保険金受取人が同一人で、法定相続人である「孫」の場合
生存給付金		「孫」が相続開始前7年以内に受取った生存給付金(贈与を受けた財産)は、 相続税の課税対象となります。
死亡保険金		「孫」が受取った死亡保険金は、相続による取得とみなされ、 「死亡保険金の非課税枠」を適用できます。
相続税額		「孫」の相続税額は、 他の相続人と同様の方法で計算されます。

ご契約および各種お取扱い

この保険は
クーリング・オフ制度の
対象です。



契約通貨	円	
契約年齢	0歳～90歳(契約日における被保険者の満年齢)	
一時払保険料	最低保険料	300万円(1万円単位)
	最高保険料	基本保険金額が20億円となる保険料 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳しくは、P38をご覧ください。
生存給付金支払回数	3回・5～30回	
終身保障倍率	0倍・1倍・3倍	
積立利率適用期間	契約日から30年 ※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数となります。	
保険期間	第1保険期間	契約日から3年
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間は ありません。
契約日	一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
生存給付金受取人	契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族 なお、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者	
保険料の払込方法	一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P47～P48をご覧ください。	
増額・一部解約	お取扱いいたしません。	

【終身保障倍率と生存給付金支払回数の組合せ】

(「-」はお取扱いしない組合せ)

終身保障 倍率	生存給付金支払回数						
	3回	5回	6回	7回	8・9回	10回	11～30回
0倍	-	○	○	○	○	○	○
1倍	○	○	-	○	-	○	-
3倍	-	○	-	○	-	○	-

※通貨・金利環境等により一部のお取扱いを停止する場合があります。

特約について

この保険に係る特約についての詳細は、P37をご覧ください。



諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P43～P45をご覧ください。

解約について

この保険を解約した場合には、解約控除がかかります。(一部解約を行うことはできません。)
解約についての詳細は、P39～P40をご覧ください。

積立利率のお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率

第1保険期間中の積立金額*、基本保険金額、生存給付金額等を計算するために、契約日、契約通貨、生存給付金支払回数、終身保障倍率に応じて定める利率です。

指標金利

積立利率の設定に際して参考にするほか、解約時の市場調整額の計算に用いられる金利です。

*第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除するため、積立金額が積立利率で運用されるものではありません。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率は
こちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。
詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

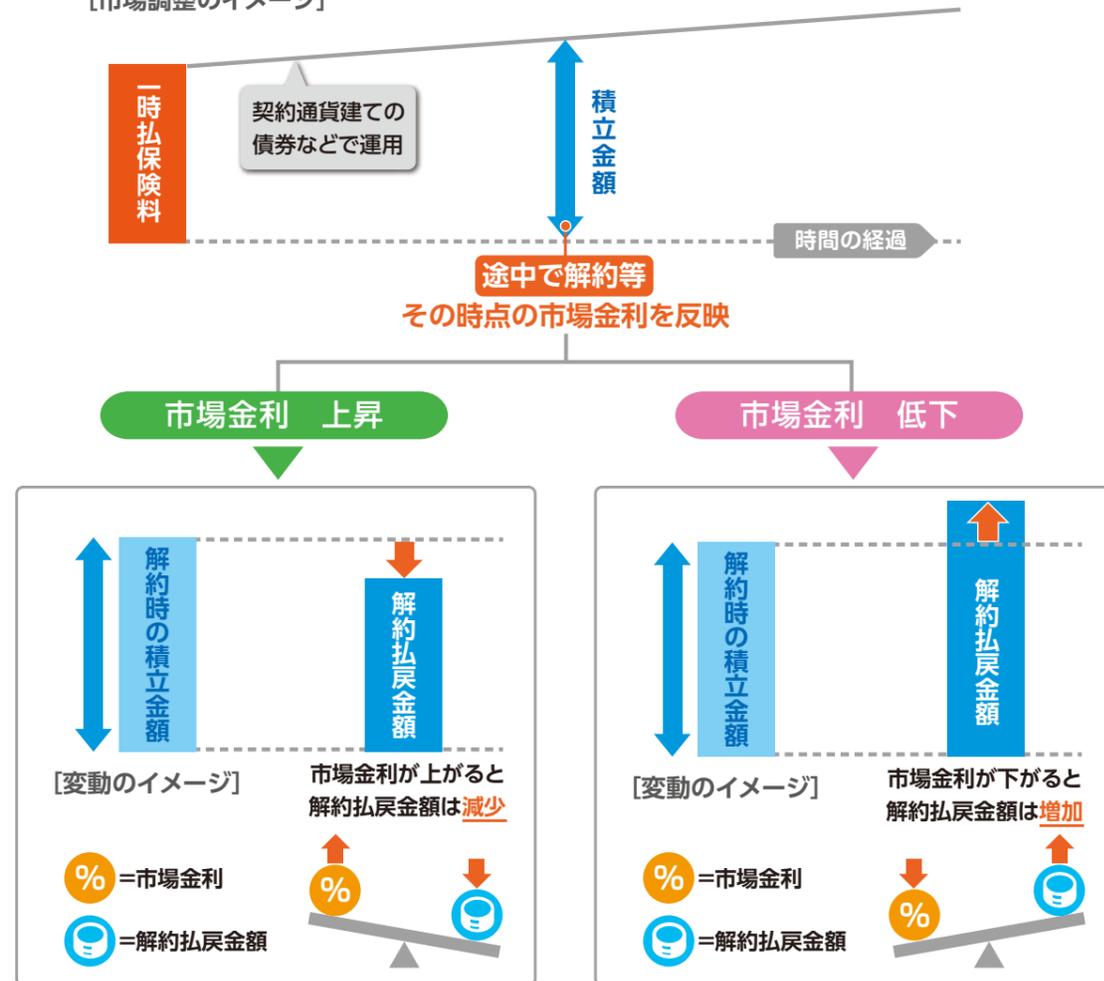


解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、P39~P40

[市場調整のイメージ]



※上図は市場調整を簡易に示したイメージ図であり、解約払戻金における解約控除は考慮していません。



ご契約前に必ずご確認ください!

相続時精算課税選択届出書

令和 6 年 分 以 降 用

相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

受贈者 住所 又は 居所 〒 電話 (- -)
フリガナ
氏 名 (生年月日) (大・昭・平 年 月 日)
個人番号
特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から令和____年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 相続時精算課税選択届出書の提出方法 (該当する場合は、□に✓印を記入してください。)

私は、贈与税の申告書を提出しないため、相続時精算課税選択届出書を単独で提出します。

(注) 贈与税の申告書を提出する場合には、贈与税の申告書 (第一表及び第二表) に添付して提出する必要があります。

4 添付書類 (次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類 (贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(1) 受贈者の氏名、生年月日
(2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(※) 1 租税特別措置法第70条の6の8 (個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除) の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7 ((相続時精算課税適用者の特例) の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。
2 租税特別措置法第70条の7の5 (非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例) の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8 ((相続時精算課税適用者の特例) の適用を受ける場合には、「(1)の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます (この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士 電話番号

税務署	届出番号	名簿番号	確認	番号確認	身元確認	確認書類
通信日付印	年 月 日	(確認者)		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()

※欄には記入しないでください。(資5-42-A4統一) (令6.12)

※この帳票は将来変更される可能性があります。
(2025年6月現在の内容であり、最新の帳票については、国税庁のホームページ等をご確認ください。)

アフターサービスについて

記載の内容は、2025年10月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

 **ホームページ** プライマリー生命マイページ

● ご契約内容の照会 ● 住所変更 ● 生命保険料控除証明書の再発行 等
本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com>



プライマリー生命マイページご利用方法

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。
※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。
仮パスワードの発行ができます。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

● ご契約内容の照会 ● 各種手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

0120-81-8107
(ハイ、パートナー)

受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
毎年	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
	生存給付金のお受取りに関する事前案内 毎年1回、生存給付金支払日の約3か月前に三井住友海上プライマリー生命から契約者あてに郵送します。 ※契約者以外の方が生存給付金受取人となる場合(生前贈与)、生存給付金支払日の約2か月前に生存給付金受取人あてに事前案内を郵送します。 ※契約者が生存給付金支払日を指定または変更することにより、郵送されない場合があります。
生存給付金の振込み後	お支払いのお知らせ 生存給付金のお振込み後、三井住友海上プライマリー生命から郵送します。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*1をご提供しています。

*1 ご契約内容や各種情報を確認いただくために、
定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくために

保険契約者代理特約

あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が、契約者に代わって保険契約の所定の手続きや契約内容の照会*2をすることができます。

*2 本特約を付加した場合、保険契約者代理人が契約内容を照会できる
「保険契約者代理人による契約内容照会に関する規約」が自動付加されます。



「保険契約者代理特約」を付加いただいた場合には、ご契約後(中途付加の場合はお手続き完了後)に「保険証券」と保険契約者代理人向けの「お手続き完了のお知らせ」をそれぞれ契約者あてにお送りします。
この「お手続き完了のお知らせ」を契約者から保険契約者代理人へ必ずお渡しいただくとともに、指定したことをお伝えください。

ポイント1

契約者が認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、保険契約者代理人が代理でお手続き*3することができます。

*3 住所変更、証券再発行、解約、各受取口座変更 等
※契約者変更、保険金等の受取人変更など、一部対象外となるお手続きがあります。

ポイント2

保険契約者代理人は、契約内容をいつでも照会することができます。

⚠️ ご注意ください

- 保険契約者代理人を**1名指定**できます。
- 保険契約者代理人には、**死亡保険金受取人と同一の方の指定を推奨**します。
- 保険契約者代理人として指定できる範囲、対象となるお手続きについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

指定代理請求特約

あらかじめ指定されたご家族(指定代理請求人)が、被保険者が認知症などにより手続きを行う意思表示が困難となり、保険金等の請求ができない場合に、被保険者に代わって代理でお手続きすることができます。

※指定代理請求特約は、被保険者と保険金等の受取人が同一である場合のみ付加することができます。

契約締結前交付書面のご案内

「契約締結前交付書面」とは、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項やご注意いただきたい事項を「契約概要」「注意喚起情報」としてまとめたものです。



契約締結前交付書面ってどんな書面？～簡単 Q&A～

1 どんなことが書かれているの？

保険商品のしくみ、保障内容、引受条件、市場金利の変動が商品に与える影響等が記載されています。
市場金利の変動の影響については、イメージ図とともに解説しておりますので、より理解を深めていただけたら幸いです。

2 どんなことに注意すればいいの？

ご契約の締結・維持・運用等に係る費用等、諸費用の記載はよくご確認ください。
また、市場リスクとともに、解約される場合は契約年数に応じた解約控除が適用される商品もありますので、よくご確認ください。

3 他にはどんなことが書かれているの？

クーリング・オフの条件やそのお申し出方法、自殺免責等により保険金等をお支払いできない場合についても記載されています。
こちらもよくご確認ください。

契約締結前交付書面 目次

📄 契約概要

1. この保険のしくみについて	33
2. 積立利率について	35
3. 保障の内容について	35
4. 配当金について	36
5. 主契約に付加できる主な特約について	37
6. ご契約のお取扱いについて	38
7. 解約払戻金について	39
8. 諸費用について	41

⚠️ 注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について	43
2. この保険のリスクについて	46
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません	46
4. この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です	47
5. 責任開始期・生命保険募集人の権限について	48
6. 保険金等をお支払いできない場合について	49
7. 解約と解約払戻金について	49
8. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について	50
9. 預金等との違いについて	50
10. その他のご注意いただきたい事項について	50
11. 保険会社の商号と住所等について	51
12. 税金のお取扱いについて	52
13. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について	53
14. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について	53
15. (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について	54

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、生存給付金支払回数・終身保障倍率をご選択いただき、運用しながら所定の生存給付金を支払うしくみの通貨選択・生存給付金あり型の保険です。

『やさしさ、つなぐ2』の正式名称は、通貨選択型特別終身保険です。

※ この保険には、あらかじめ「生存給付金支払日指定特約」が付加されています。

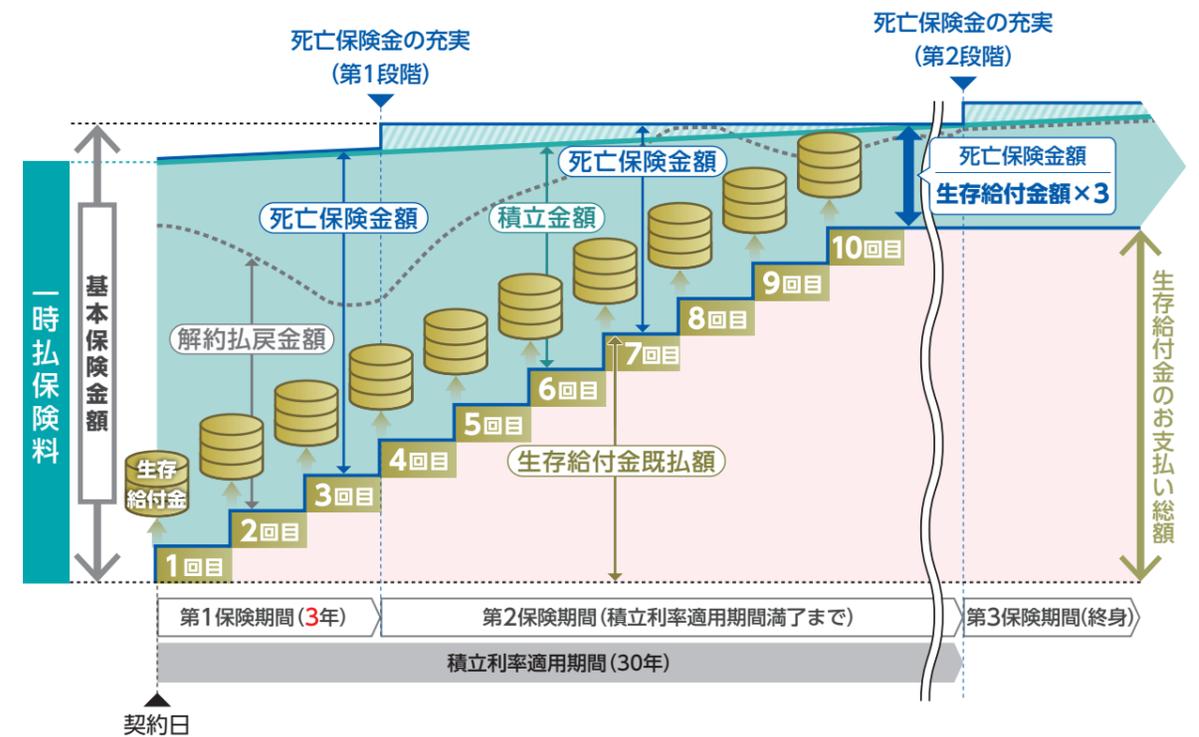
- 生存給付金は、毎年の生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合にお支払いします。
- 初回の生存給付金支払日は、契約日または契約日から翌年の契約応当日までの日のいずれかを任意で指定いただくことができます。2回目以降は、初回の生存給付金支払日の毎年の応当日となり、その日を変更することもできます。
- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
※ 死亡保険金については、P.35の「3.保障の内容について」をご参照ください。
- 一生涯の死亡保障の「あり」「なし」を選択することができ、「なし」の場合（終身保障倍率0倍）は生存給付金として全額をお受取りいただけます。

この保険は、市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。なお、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

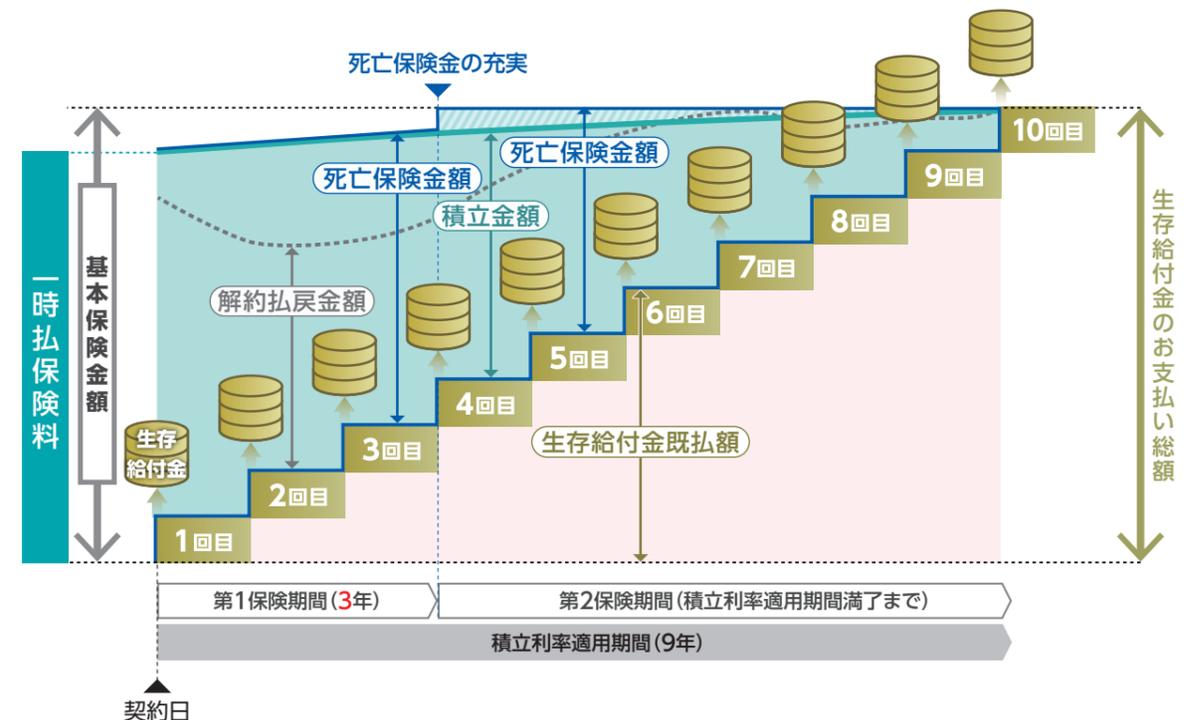
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.46の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図（生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）とした場合）】

【生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合（終身保障あり）】



【生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合（終身保障なし）】



※ 上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時の積立利率と契約に適用される積立利率が異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間、生存給付金支払回数および終身保障倍率に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.43の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 払込保険料が一定額以上の場合、積立利率を上乗せします。
※ 上乗せされる積立利率は三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。また、ご契約時の金利環境等によって、積立利率の上乗せを行わない場合があります。
※ 第3保険期間については、積立利率の上乗せはありません。
- 積立金額は、経過年月数に応じて計算されます。計算にあたっては、死亡保険金を支払うための費用等が差引かれます。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額の、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

3 保障の内容について

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

死亡保険金	被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額 <保険金額>	
	第1保険期間中	積立金額<*1><*2>
	第2保険期間中	基本保険金額－生存給付金額×すでに到来した生存給付金支払日の回数<*2>
	第3保険期間中	第2保険期間満了日の保険金額<*2><*3>に基づき、その翌日における被保険者の年齢および性別に応じたその時点の予定利率等により計算した額

- <*1> 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定している場合、「積立金額+積み立てている生存給付金額」と読み替えます。
- <*2> 生存給付金支払停止特約を付加し、積立生存給付金がある場合、積立生存給付金を加えません。
- <*3> 第3保険期間で最終回の生存給付金を支払う場合は、第2保険期間満了日の保険金額から生存給付金額を控除した額に基づき計算します。



- ・ 免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができません。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。

- 毎年の生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金を生存給付金受取人にお支払いします。
- 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定している場合、指定いただいた生存給付金支払日まで生存給付金を三井住友海上プライマリー生命所定の利率で積み立て、生存給付金のお支払いの際、その利息を加えてお支払いします。(死亡保険金または解約払戻金等のお支払いにおいても同様の利息をお支払いします。)

生存給付金	基本保険金額 ÷ (生存給付金支払回数 + 終身保障倍率)
-------	-------------------------------

- 生存給付金の支払いを停止することができます。その場合、支払いを停止した生存給付金については、所定の利率で運用し、終身保障倍率によって、下記のとおり取扱います。

終身保障倍率	支払いを停止した生存給付金のお取り扱い
0倍	最終回の生存給付金支払時に契約者にお支払いします。
1倍・3倍	第3保険期間の保険金額を計算する原資に加算します。



- ・ 生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。
- ・ 生存給付金支払日を1回以上迎えたご契約のみ支払いを停止することができます。
- ・ 支払いを停止した生存給付金については、主契約の積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、生存給付金支払日およびその年単位の応当日ごとに毎年適用されます。

4 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5 主契約に付加できる主な特約について

● 終身保障不担保特約

終身保障倍率を0倍とします。なお、最終回の生存給付金支払日をもって契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

● 円建支払額設定特約(円建契約用)

生存給付金の指定上限額(10万円以上1万円単位(生存給付金額の20%~130%の範囲内))を円で設定します。生存給付金額が指定上限額を超えた場合は指定上限額をお支払いし、下回った場合はその下回った金額をお支払いします。なお、指定上限額を超えた部分は繰越準備金として積み立て、以後の生存給付金が指定上限額未満となった場合、この繰越準備金から充当します。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 保険契約者代理特約

契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難である、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、契約者にかわって解約等のお手続きを行うことができます。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

● 生存給付金支払停止特約

生存給付金支払日を1回以上迎えた場合に生存給付金のお支払いを停止することができます。生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

6 ご契約のお取扱いについて

一時払保険料	最低保険料	300万円(1万円単位)					
	最高保険料	基本保険金額が20億円となる保険料					
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳~90歳					
生存給付金支払回数		3回・5~30回					
終身保障倍率		0倍・1倍・3倍					
【生存給付金支払回数と終身保障倍率の組合せ】							(「-」はお取扱いしない組合せ)
終身保障倍率	生存給付金支払回数						
	3回	5回	6回	7回	8・9回	10回	11~30回
	0倍	-	○	○	○	○	○
	1倍	○	○	-	○	-	○
3倍	-	○	-	○	-	○	-
※金利環境等により一部のお取扱いを停止する場合があります。							
積立利率適用期間		契約日から30年 ※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差引いた年数となります。					
保険期間	第1保険期間	契約日から3年					
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで					
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合は、第3保険期間はありません。					
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者					
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族					
生存給付金受取人		契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族 なお、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者					
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。					
増額/一部解約		お取扱いいたしません					

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。本商品の既契約の通算対象額は、基本保険金額からすでに支払われた生存給付金の総額を控除した額となります。

※契約日以降はご選択いただいた生存給付金支払回数、終身保障倍率を変更することはできません。

7 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 積立利率適用期間中の解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約払戻金額は、解約日が積立利率適用期間中または積立利率適用期間後によって次のとおり計算されます。

【解約日が積立利率適用期間中の場合】

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の積立金額}^*1 - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日における被保険者の年齢*2が105歳を超える場合、市場調整額は0(ゼロ)とします。

$$\text{市場調整額} = \frac{\text{未到来生存給付金総額}}{\left(\frac{1}{1+i} \right)^{\frac{\text{残存月数}1}{24}} - \left(\frac{1}{1+j} \right)^{\frac{\text{残存月数}1}{24}} \right) + \frac{\text{終身保障金額}}{\left(\frac{1}{1+i} \right)^{\frac{\text{残存月数}2}{12}} - \left(\frac{1}{1+j} \right)^{\frac{\text{残存月数}2}{12}}}$$

i：適用している積立利率の計算に用いた合成指標金利

j：解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる合成指標金利

未到来生存給付金総額：解約日における未到来の生存給付金支払日*3の回数×生存給付金額

終身保障金額：生存給付金額×終身保障倍率

*終身保障倍率0倍の場合は0です。

残存月数1：解約日から最終回の生存給付金支払日*3の前日*4までの月数(端数日は切り上げます)。ただし、当該月数が121か月以上の場合は当該月数×0.5+60か月

残存月数2：解約日から積立利率適用期間満了日の翌日*4までの月数(端数日は切り上げます)。ただし、当該月数が121か月以上の場合は当該月数×0.5+60か月

*1 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定した場合、「積立金額」を「積立金額+積み立てている生存給付金額」と読み替えます。

*2 契約日における被保険者の年齢は満年で計算(1年未満の端数は切り捨てます)し、以後、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

*3 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定した場合、「生存給付金支払日」を「指定前生存給付金支払日」と読み替えます。

*4 その日における被保険者の年齢*2が105歳を超える場合、被保険者の年齢が105歳に到達する契約日の年単位の応当日とします。

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}^*5$$

*5 解約控除率については、「注意喚起情報」の「1.諸費用に関する事項の概要について」P.43をご参照ください。

【解約日が積立利率適用期間後の場合】

$$\text{解約払戻金額} = \text{保険金額に応じて積立利率適用期間満了日の翌日から解約日までの経過年数により計算した金額}$$

- 生存給付金支払停止特約による積立生存給付金や、円建支払額設定特約(円建契約用)による繰越準備金がある場合は、その額を解約払戻金額に加算します。



積立利率適用期間中は、市場調整および解約控除により、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が、一時払保険料を下回る可能性があります。

【積立利率適用期間中の解約払戻金の例】

<契約例> 被保険者契約年齢：65歳 性別：男性 一時払保険料：13,000,000円
 契約通貨：円 積立利率：0.65% 契約日の合成指標金利：1.48% 終身保障倍率：3倍
 生存給付金支払回数：10回 生存給付金支払日：初回は契約日、2回目以降は契約応当日

(単位：円)

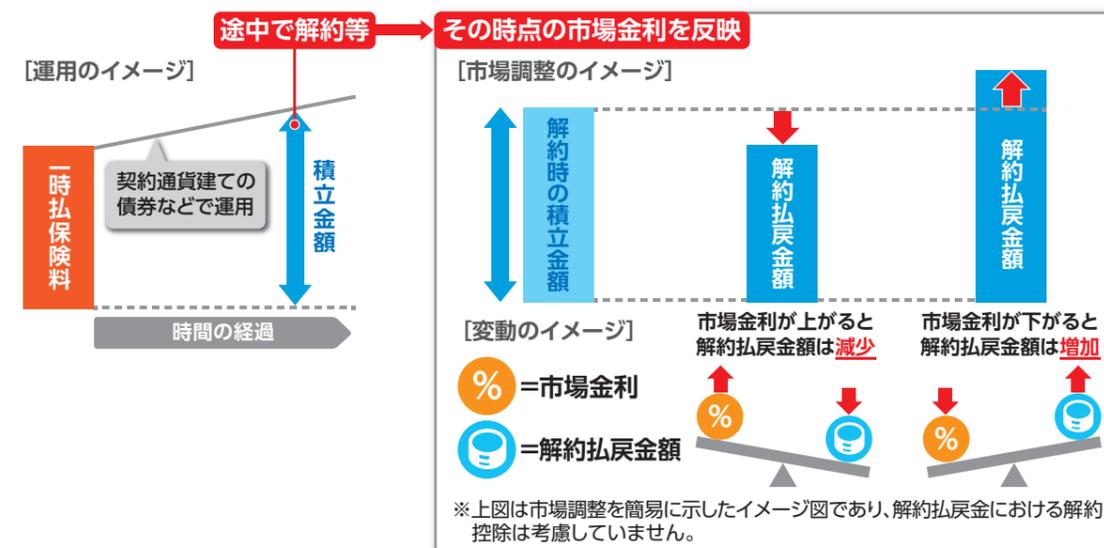
経過年数	積立金額	解約日の合成指標金利ごとの解約払戻金額		
		2.48% (+1%)	1.48% (±0%)	0.48% (-1%)
1年	10,975,033	9,971,760	10,689,033	11,514,008
3年	9,008,604	8,213,870	8,787,604	9,452,871
5年	7,005,012	6,385,099	6,849,012	7,392,225
7年	4,975,876	4,494,906	4,884,876	5,344,852
9年	2,920,264	2,540,090	2,894,264	3,310,982
10年	2,933,508	2,587,412	2,933,508	3,338,718
15年	2,994,631	2,691,821	2,994,631	3,340,536
20年	3,045,762	2,791,404	3,045,762	3,329,246
25年	3,090,688	2,950,456	3,090,688	3,239,462
30年	3,154,107	3,154,107	3,154,107	3,154,107

* 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

* ()内は、契約日の合成指標金利と解約日の合成指標金利の差を表示しています。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



8 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.43の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用

- ・ 積立利率は、積立利率適用期間に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率（合成指標金利）の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。

（1）積立利率適用期間に応じた指標金利

（2）生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切捨てます）に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

- ・ 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 合成指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

● 第3保険期間中にご負担いただく費用

第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

● 遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■契約日からの経過年数ごとの解約控除率

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回					
1.6%	0.9%	0.4%	0.1%	-	
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数6回					
1.6%	1%	0.6%	0.3%	0.1%	-
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回					
1.6%	1.1%	0.7%	0.4%	0.2%	0%
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数8回					
1.6%	1.2%	0.8%	0.5%	0.3%	0.1%
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数9回					
1.6%	1.2%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数10回～14回 終身保障倍率1倍／生存給付金支払回数3回・5回・7回					
2%	1.6%	1.2%	0.9%	0.6%	0.4%
上記以外					
2.5%	2.2%	2%	1.7%	1.5%	1.2%
6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数8回					
0%	-				
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数9回					
0.1%	0%	-			
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数10回～14回 終身保障倍率1倍／生存給付金支払回数3回・5回・7回					
0.2%	0.1%	0%	0%	0%	
上記以外					
1%	0.7%	0.5%	0.2%	0%	



2. この保険のリスクについて

●市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金・生存給付金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。

生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を三井住友海上プライマリー生命へ全額返還いただきます。また、既にご契約者に生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いて(相殺して)ご契約者に返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約払戻金額は、解約日が積立利率適用期間中または積立利率適用期間後によって計算方法が異なります。

- ・ 積立利率適用期間中は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- ・ 積立利率適用期間後は、保険金額に応じて積立利率適用期間満了日の翌日から解約日までの経過年月数により計算した金額となります。

詳細については、「契約概要」P.39の「7.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問い合わせください。

9 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

10 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

・ 被保険者が入院中の場合

次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。

- (1) 継続入院中の一時帰宅
- (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
- (4) 余命宣告を受けた場合
- (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定

・ ご契約者、被保険者、生存給付金受取人、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

生存給付金受取人の指定について

契約者は、ご自身以外の方を生存給付金受取人に指定する場合、必ず事前に、指定した生存給付金受取人に生存給付金の受取りについて説明し、了解を得てください。

11 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

12 税金のお取り扱いについて

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 生存給付金に対する課税(契約者と生存給付金受取人が同一の場合)

生存給付金額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得) + 住民税が課税されます。

● 生存給付金に対する課税(契約者と生存給付金受取人が別人の場合)

契約者と生存給付金受取人が別人の場合、贈与税の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

終身保障倍率	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
0倍	20%源泉分離課税	
1倍・3倍	所得税(一時所得) + 住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<*> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。



- ・ 税金のお取り扱いについての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2025年6月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

13 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が生存給付金受取人である契約において、その生存給付金受取人に生存給付金を請求できない特別な事情があるとき、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、生存給付金の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

14 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

15 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

MEMO

Lined writing area for page 55.

MEMO

Lined writing area for page 56.

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

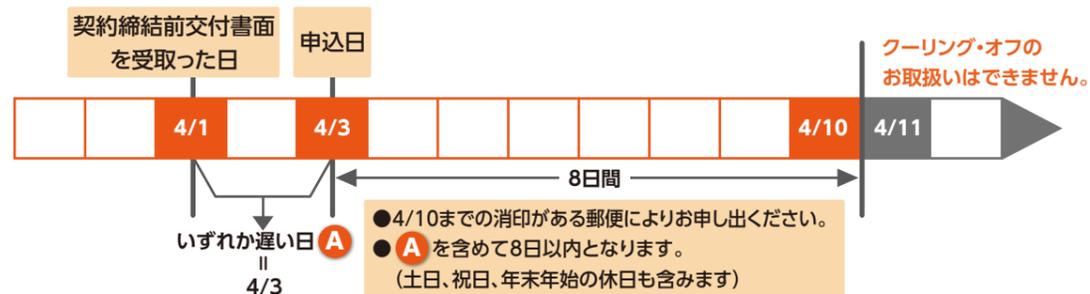


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P47～P48にてご確認ください。

【イメージ図】（書面で手続きする場合の例）



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用」、「第3保険期間中にご負担いただく費用」、「遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約時にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P43～P45にてご確認ください。



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P39～P40にてご確認ください。

